

官報

平成八年六月十七日

○第三百三十六回 参議院會議錄第二十八号

平成八年六月十七日(月曜日)

午後零時四十七分開議

○議事日程 第四十号

平成八年六月十七日

午後零時四十五分 本会議

第一 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置
に関する法律の一部を改正する法律案(衆議
院提出)

○本日の會議に付した案件

一、中国の核実験に抗議し、反対する決議案
(下稲葉耕吉君外七名発議)(委員会審査省略
要求事件)

一、日程第一
一、まぐる資源の保存及び管理の強化に関する
特別措置法案(衆議院提出)

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。
この際、お諮りいたします。

下稲葉耕吉君外七名發議に係る中国の核実験に

平成八年六月十七日 参議院會議錄第二十八号

抗議し、反対する決議案は、發議者要求のとおり
委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題
とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、發議者の趣旨説明を求めます。下稲葉耕
吉君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔下稲葉耕吉君登壇、拍手〕

○下稲葉耕吉君 ただいま議題となりました自由
民主党、平成会、社会民主党・護憲連合、日本共
産党の各派共同提案に係る中国の核実験に抗議
し、反対する決議案につきまして、新緑風会、二
院クラブ、新党さきがけ、参議院フォーラム、新
社会党・平和連合及び自由連合の賛成を得て、發
議者を代表し、提案の趣旨を御説明いたします。
まず、案文を朗読いたします。

中国の核実験に抗議し、反対する決議案
本院は、我が国が広島・長崎への原爆投下を
経験した唯一の被爆国であることにかんがみ、
あらゆる国の核実験に反対する。
核実験は、地球環境と生態系を破壊し、人類

の生存をも脅かす行為であり、また、全面核実
験禁止条約交渉をはじめとする核軍縮に向けた
国際的努力に逆行するものである。

しかるに、中国の今回の地下核実験強行は、
我が国をはじめ国際社会の再三にわたる停止の
呼びかけを無視した行為であり、誠に遺憾であ
る。

本院はここに、あらためて核兵器廃絶への不
断の努力を行うことを誓うとともに、中国の核
実験に嚴重に抗議し、更に、もう一度予定され
ていると伝えられる核実験に強く反対するもの
である。

政府は、これまでの実験反対に対する国民の
意思を十二分に踏まえ、本院の主旨を体し、中
国政府に対し直ちに適切な措置を講ずるととも
に、すべての国の核兵器の製造、実験、貯蔵、
使用に反対し、全面核実験禁止条約の早期締結
に努力すべきである。

右決議する。

以上であります。

核兵器の究極的な廃絶は、我々日本人の悲願で
あります。そのため、本院は、これまであらゆる
国の核実験に抗議をし、反対の意思を表明してま
いりました。

御承知のとおり、アメリカ、ロシア、イギリ
ス、そしてフランスは、既に核実験の停止を表明
しており、また、現在、ジュネーブの軍縮會議で
は、全面核実験禁止条約の締結に向けた最終段階
の交渉が精力的に行われているのであります。
このような中、去る八日、中国がまたもや地下
核実験を強行し、しかも、ことし九月までにさら
に一回核実験を実施すると宣言したことはまことに
遺憾であり、憤りさえ覚えるのであります。

以上が本決議案を提案する趣旨であります。
何とぞ皆様の御賛同を賜りますようお願い申し
上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしま
す。

本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本決議案は全会一致をもって可決され
ました。

ただいまの決議に対し、内閣総理大臣から発言
を求められました。橋本内閣総理大臣。

〔国務大臣橋本龍太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(橋本龍太郎君) ただいまの御決議に
対しまして、所信を申し述べます。

政府は、これまで、国のいかに問わず、ま
た、その理由のいかに問わず、核実験は停止す
べきものである旨強く主張してまいりました。今
回の中国の核実験に対しても嚴重に抗議を行い、
これ以上核実験を行わないよう改めて強く求めま
した。

政府といたしましては、ただいま採決されまし
た御決議の趣旨を体し、中国の核実験停止と全面
核実験禁止条約交渉の早期妥結のために全力を尽
くし、さらには核兵器のない世界を目指した現実
的かつ着実な核軍縮の国際的努力の中で積極的役
割を果たしつつ、関係国の理解と実行を促すよう、
今後一層の努力を払う所存でございます。(拍手)

議事日程追加の件 中国の核実験に抗議し、反対する決議案

平成八年六月十七日 参議院會議録第二十八号

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 議事日程追加の件 まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長(斎藤十朗君)の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長長成瀬守重君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(成瀬守重君登壇、拍手)

○成瀬守重君 ただいま議題となりました法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出によるものでありまして、北方地域旧漁業権者等の高齢化が進み、その生活基盤が次の世代に移っている現状にかんがみて、北方領土問題対策協会が北方地域旧漁業権者等に限り行っている融資制度を、その子または孫が利用できるようにすること等を内容とするものであります。

本法律案は、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長(斎藤十朗君)の報告を求めます。農林水産委員長鈴木貞敏君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(鈴木貞敏君登壇、拍手)

○鈴木貞敏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国が世界において歴史的にマグロの漁獲及び消費に關し特別な地位を占めていることにかんがみ、最近におけるマグロ資源の動向、その保存及び管理を図るための国際協力の進展その他マグロ漁業を取り巻く環境の著しい変化に對処して、マグロ資源の保存及び管理の強化を図るための所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十九分散会

議員

荒木 清寛君	都築 讓君
小川 勝也君	山崎 力君
高橋 令則君	市川 一朗君
小林 元君	高野 博師君
岩瀬 良三君	田 英夫君
魚住裕一郎君	長谷川道郎君
西川 玲子君	和田 洋子君
小山 峰男君	平田 健二君
菅川 健二君	田浦 直君
阿曾田 清君	大森 礼子君
畑 恵君	戸田 邦司君
渡辺 孝男君	今泉 昭君
水島 裕君	加藤 修一君
益田 洋介君	石田 美栄君

武田 節子君	泉 信也君
釘宮 磐君	北澤 俊美君
山下 栄一君	牛嶋 正君
統 訓弘君	浜四津敏子君
木庭健太郎君	寺崎 昭久君
白浜 一良君	勝木 健司君
星野 明市君	田村 秀昭君
足立 良平君	寺澤 芳男君
広中和歌子君	林 寛子君
及川 順郎君	片上 公人君
平井 卓志君	石井 一二君
末広真樹子君	水野 誠一君
大野つや子君	三浦 一水君
山本 一太君	椎名 素夫君
中尾 則幸君	奥村 展三君
堂本 曉子君	松村 龍二君
保坂 三蔵君	鈴木 正孝君
山本 保君	景山俊太郎君
金田 勝年君	釜本 邦茂君
林 久美子君	友部 達夫君
福本 潤一君	海野 義孝君
海老原義彦君	岩井 國臣君
阿部 正俊君	塩崎 恭久君
山崎 順子君	横尾 和伸君
平野 貞夫君	直嶋 正行君
二木 秀夫君	陣内 孝雄君
鴻池 祥肇君	石渡 清元君
猪熊 重二君	風間 昶君
長谷川 清君	宮崎 秀樹君
永田 良雄君	鈴木 貞敏君
志村 哲良君	大久保直彦君
吉田 之久君	鶴岡 洋君

平成八年六月十七日 参議院會議録第二十八号 議長の報告事項

永野 茂門君	鈴木 省吾君
林田悠紀夫君	坪井 一字君
佐藤 泰三君	鈴木 栄治君
野間 越君	平田 耕一君
林 芳正君	馳 浩君
長峯 基君	中原 爽君
橋本 聖子君	太田 豊秋君
笠原 潤一君	上野 公成君
岡 利定君	溝手 顕正君
吉村剛太郎君	河本 三郎君
尾辻 秀久君	鹿熊 安正君
西田 吉宏君	真島 一男君
清水 達雄君	佐藤 静雄君
狩野 安君	斎藤 文夫君
久世 公義君	木宮 和彦君
松浦 孝治君	石川 弘君
野村 五男君	野沢 太三君
関根 則之君	石井 道子君
吉川 芳男君	岡野 裕君
下桶葉耕吉君	上杉 光弘君
中曾根弘文君	真鍋 賢二君
森山 眞弓君	山東 昭子君
井上 裕君	坂野 重信君
松浦 功君	村上 正邦君
遠藤 要君	佐々木 満君
岩崎 純三君	山崎 正昭君
依田 智治君	岩永 浩美君
日下部禮代子君	清水 澄子君
中島 眞人君	谷川 秀善君
武見 敬三君	照屋 寛徳君
齋藤 勲君	龜谷 博昭君
北岡 秀二君	小山 孝雄君

鈴木 政二君	朝日 俊弘君
前川 忠夫君	矢野 哲朗君
服部三男雄君	楠崎 泰昌君
南野知恵子君	加藤 紀文君
今井 澄君	大脇 雅子君
鎌田 要人君	須藤良太郎君
清水嘉与子君	成瀬 守重君
大島 慶久君	大淵 絹子君
洲上 貞雄君	沓掛 哲男君
浦田 勝君	青木 幹雄君
小野 清子君	守住 有信君
竹山 裕君	山本 正和君
梶原 敬義君	前田 勲男君
井上 孝君	板垣 正君
大河原太一郎君	岡部 三郎君
倉田 寛之君	田沢 智治君
宮澤 弘君	菅野 久光君
栗原 君子君	田村 公平君
国井 正幸君	西川 潔君
山下 芳生君	矢田部 理君
山口 哲夫君	江本 孟紀君
小島 慶三君	島袋 宗康君
笠井 亮君	伊藤 基隆君
萱野 茂君	笹野 貞子君
山田 俊昭君	阿部 幸代君
藁科 満治君	谷本 巍君
菅野 壽君	竹村 泰子君
本岡 昭次君	筆坂 秀世君
須藤美也子君	千葉 景子君
一井 淳治君	渡辺 四郎君
及川 一夫君	武田邦太郎君
西山登紀子君	緒方 靖夫君

吉川 春子君	角田 義一君
上山 和人君	川橋 幸子君
三重野栄子君	松前 達郎君
有働 正治君	橋本 敦君
吉岡 吉典君	村沢 牧君
赤桐 操君	鈴木 和美君
久保 亘君	瀬谷 英行君
聴濤 弘君	立木 洋君
上田耕一郎君	

國務大臣
内閣総理大臣 橋本龍太郎君
農林水産大臣 大原 一三君
國務大臣 (総務庁長官) 中西 續介君

議長の報告事項
去る十四日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員	補欠
辞任 岩井 國臣君	大木 浩君
農林水産委員	補欠
辞任 泉 信也君	高橋 令則君
運輸委員	補欠
辞任 岩永 浩美君	岡部 三郎君
岡 利定君	松浦 孝治君
高橋 令則君	泉 信也君
緒方 靖夫君	筆坂 秀世君

通信委員	補欠
辞任 松浦 孝治君	岡 利定君
建設委員	補欠
辞任 大木 浩君	岩井 國臣君
筆坂 秀世君	緒方 靖夫君
議院運営委員	補欠
辞任 笠井 亮君	須藤美也子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
許可し、その補欠を指名した。

科学技術特別委員	補欠
辞任 武見 敬三君	楠崎 泰昌君
林 芳正君	松村 龍二君

選挙制度に関する特別委員 補欠 || 辞任 下桶葉耕吉君 | 龜谷 博昭君 |
| 橋本 敦君 | 吉川 春子君 |

金融問題等に関する特別委員 補欠 || 辞任 小林 元君 | 牛嶋 正君 |
| 吉岡 吉典君 | 吉川 春子君 |
| 佐藤 道夫君 | 島袋 宗康君 |

同日衆議院から次の議案が提出された。
国会等の移転に関する法律の一部を改正する法
律案(衆第一二一号)
優生保護法の一部を改正する法律案(衆第一五
号)
公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第一四
号)

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案(衆第二二二号)

農林水産委員会に付託
北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出)(衆第一四号)

優生保護法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)(衆第一五号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案(農林水産委員長提出)(衆第二二三号)

農林水産委員会に付託
北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(沖繩及び北方問題に関する特別委員長提出)(衆第二二二号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を内閣

委員会に付託した。

内閣法等の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

解雇等の規制に関する法律案(吉川春子君外一名発議)

解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(吉川春子君外一名発議)

学校図書館法の一部を改正する法律案(木宮和彦君外七名発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

旅館業法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

海上運送法の一部を改正する法律案

てこれを可決した旨の通知書を受領した。
蘭科医師法の一部を改正する法律案
同日議員から次の質問主意書が提出された。
名古屋港の整備促進等に関する質問主意書(荒木清寛君提出)
同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
旅館業法の一部を改正する法律
海上運送法の一部を改正する法律
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
歯科医師法の一部を改正する法律
同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条の規定による千九百九十五年の国際労働機関第八十二回総会において採択された条約及び議定書並びに勧告に関する報告書を受領した。
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記		氏名	異動後の官職名	年月日
異動前の官職名		氏名	異動後の官職名	年月日
公正取引委員会事務局長		糸田省吾	公正取引委員会事務局長	平八・六・二四
公正取引委員会事務局長		塩田 薫範	公正取引委員会事務局長	
公正取引委員会事務局長		大熊まさよ	公正取引委員会事務局長	
公正取引委員会事務局長		矢部丈太郎	公正取引委員会事務局長	
公正取引委員会事務局長		海老原 紳	公正取引委員会事務局長	
公正取引委員会事務局長		山田 昭雄君	公正取引委員会事務局長	
公正取引委員会事務局長		矢部丈太郎君	公正取引委員会事務局長	
公正取引委員会事務局長		法眼 健作君	公正取引委員会事務局長	
公正取引委員会事務局長		三十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。		

本日議員下稲葉耕吉君外七名から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

中国の核実験に抗議し、反対する決議案
本日委員長から次の報告書が提出された。

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一二二号)審査報告書

まぐる資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案(衆第一二三号)審査報告書

中国の核実験に抗議し、反対する決議案
右の議案を決議する。

平成八年六月十七日

発議者

下稲葉耕吉

上野 公成

西田 吉宏

松浦 孝治

猪熊 重一

北澤 俊美

角田 義一

吉岡 吉典

賛成者

大木 浩

金田 勝年

釜本 邦茂

鈴木 政二

中原 爽

林 芳正

保坂 三蔵

山本 一太

阿曾田 清

小川 勝也

風間 昶

長谷川道郎

林 久美子

萱野 茂

齋藤 勤 三重野栄子
須藤美也子 武田邦太郎

島袋 宗康 堂本 曉子
椎名 素夫 矢田部 理

田村 公平

参議院議長 斎藤 十朗殿

中国の核実験に抗議し、反対する決議

本院は、我が国が広島・長崎への原爆投下を経験した唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対する。

核実験は、地球環境と生態系を破壊し、人類を生存をも脅かす行為であり、また、全面核実験禁止条約交渉をはじめとする核軍縮に向けた国際的努力に逆行するものである。

しかるに、中国の今回の地下核実験強行は、我が国をはじめ国際社会の再三にわたる停止の呼びかけを無視した行為であり、誠に遺憾である。

本院はここに、あらためて核兵器廃絶への不断の努力を行うことを誓うとともに、中国の核実験に嚴重に抗議し、更に、もう一度予定されていると伝えられる核実験に強く反対するものである。

政府は、これまでの実験反対に対する国民の意思を十二分に踏まえ、本院の主旨を体し、中国政府に対し直ちに適切な措置を講ずるとともに、すべての国の核兵器の製造、実験、貯蔵、使用に反

対し、全面核実験禁止条約の早期締結に努力すべきである。

右決議する。

審査報告書

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年六月十七日

中絶及び北方問題に
関する特別委員長

成瀬 守重

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、北方地域旧漁業権者等がその主たる生計を維持している子又は孫のうちから一人を指定した場合に、指定を受けた者が本人に代わって、その営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金の貸付けを受けることができること等と内容とするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成八年六月十四日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律(昭和二十六年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「個人」の下に「(第五号の指定をした者(当該指定を受けた者が死亡した場合を除く。以下この項において同じ。)を除く。)」を加え、同項第二号中「個人」の下に「(第五号の指定をした者を除く。)」を加え、同項第三号中「有していた者」の下に「(第五号の指定をした者を除く。)」を加え、同項第四号中「除く。」の下に「(第五号の指定をした者を除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

五 前各号に掲げる者がその子又は孫のうちの一人を指定した場合における当該子又は孫(その者が主として当該子又は孫の収入によつて生計を維持している場合に限るものとすし、その者の子及び孫のうちに前各号に掲げる者に該当する者がある場合を除く。)

附 則

この法律は、平成八年十月一日から施行する。

審査報告書

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成八年六月十七日

農林水産委員長 鈴木 貞敏

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国が世界において、歴史的にまぐろの漁獲及び消費に関し特別な地位を占めていることにかんがみ、最近におけるまぐろ資源の動向、その保存及び管理を図るための国際協力の進展その他まぐろ漁業を取り巻く環境の著しい変化に対処して、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための所要の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

平成八年六月十四日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 斎藤 十朗殿

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、我が国が世界において、歴史的にまぐろの漁獲及び消費に関し特別な地位を占めていることにかんがみ、最近におけるまぐろ資源の動向、その保存及び管理を図るための国際協力の進展その他まぐろ漁業を取り巻く環境の著しい変化に対処して、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための所要の措置を講じ、もってまぐろ漁業の持続的な発展とまぐろの供給の安定に資することを目的とする。

(基本方針)

第二条 農林水産大臣は、まぐろ資源の動向を踏まえ、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための基本方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する基本的な指針
- 二 まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るための施策に関する基本的な事項

三 その他まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する重要事項

3 農林水産大臣は、まぐろ資源の動向、まぐろの需給事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、外務大臣、通商産業大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(国際協力の推進)

第三条 政府は、まぐろ資源の保存及び管理を図るための国際機関(以下「国際機関」という。)の設立又はその効果的な運営を図るため、関係国と協力するように努めるとともに、国際機関への外国の加盟を促進するように努めるものとする。

2 政府は、国際機関においてまぐろ資源の保存及び管理を図るための適切な措置が取り決められるように努めるものとする。

3 政府は、前二項に定めるもののほか、まぐろ資源の保存及び管理の強化を図るために必要な国際協力を推進するように努めるものとする。

(国内における措置)

第四条 農林水産大臣は、我が国が加盟している

国際機関において取り決められたまぐろ資源の保存及び管理を図るための措置(次条において「保存管理措置」という。)が我が国の漁業者によって遵守されるように必要な措置を講じなければならない。

(国際機関等に対する要請)

第五条 政府は、外国の漁業者によるまぐろ漁業の活動が、保存管理措置の有効性を減じていると認められるときは、当該保存管理措置を取り決めた国際機関に対して当該活動を抑止するために必要な措置を講ずるよう要請するとともに、当該外国に対して当該活動を改善するよう要請しなければならない。

(輸入に関する措置)

第六条 政府は、前条の規定による要請をした後、相当の期間を経過してもなお当該要請に係る活動が改善されていないと認められるときは、当該国際機関における取決めに従い、必要限度において、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号第五十二条)の規定に基づき前条に規定する外国からのまぐろの輸入を制限することができる。この場合においては、我が国が締結した条約その他の国際約束を遵守するものとする。

(増殖に関する技術の開発及び普及等)

第七条 政府は、まぐろ資源の維持増大を図るため、まぐろの増殖に関する技術の開発及び普及

その他の必要な事業を推進するように努めるものとする。

(保管事業に関する援助)

第八条 政府は、まぐろ漁業を営む者の組織する団体に対し、当該団体が行うまぐろの保管の事業の実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

(情報の収集等)

第九条 政府は、まぐろ資源の保存及び管理の強化に資するため、輸入されるまぐろに関する情報を収集するように努めるものとする。

2 政府は、まぐろ資源の保存及び管理の強化に資するため、国際機関、外国政府、まぐろ漁業を営む者又はまぐろの流通若しくは加工の事業を行う者の組織する団体等と必要な情報を交換するように努めるものとする。

(報告の徴収)

第十条 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、まぐろ漁業を営む者若しくはまぐろの流通若しくは加工の事業を行う者又はこれらの者の組織する団体から、これらの事業に係る業務に関して、必要な報告をさせることができる。

(罰則)

第十一条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

平成八年六月十七日 参議院会議録第二十八号

明治三十五年三月三十一日
郵便物認可

(第十一号の発送は都合により後日となるため、第二十八号を先に発送しました。)

発行所	〒 〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目 番四号
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号 部
(配本送料別)	〇〇 〇〇